



意見案第1号

「情報・コミュニケーション法（仮称）」の

早期制定を求める意見書

本件について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年 3月15日提出

提出者 泊村議会議員 小林 常 次

賛成者 泊村議会議員 吉 田 茂 樹

平成28年 3月15日 原案可決

北海道古宇郡泊村議会議員 結城



「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書

現在の日本社会で情報にアクセスすることやコミュニケーションが自由に取れることは社会生活に欠かせません。しかし、障がい者、難病の人たち、高齢者やIT機器が使えない、持てない人たち、こうした人たちに情報を伝え、コミュニケーションをとろうとする側にも適切な福祉施策、人的支援がなければ情報伝達やコミュニケーションは困難となり、情報のアクセス格差、コミュニケーションに格差が生じてしまいます。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも必要な配慮や手段を義務化し、実行することが必要であります。

障がい者の場合、「障害者権利条約」で障がい者がみずから選択し、みずから決定する事が基本理念としてうたわれておりますが、情報にアクセスすることやコミュニケーションに困難を持つ、困難を感じる社会構成員にも、アクセスとコミュニケーションが保障される環境整備が望まれております。

よって、国においては、以下の事項について、速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望致します。

記

1. 障害者基本法第3条に手話が「言語」として定義されていることに基づいて障害者差別解消法や障害者に関する法律において「言語」、「コミュニケーション」、「情報」についての定義、権利規定を明記し、情報・コミュニケーションにバリアを持つ社会構成員の基本的な人権としてあらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
2. 法整備にあたって、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

平成28年 3月15日

北海道古宇郡泊村議会

第1号 提案理由

現在の日本社会は、情報にアクセスし、コミュニケーションが自由にとれることは、社会生活に欠かせない状況にあります。障害者、難病の人たち、高齢者、IT機器が使えない、持てない人たち、こうした人たちに情報を伝え、コミュニケーションをとろうとする人たちの側にも、適切な福祉施策、人的支援がなければ、情報伝達やコミュニケーションは困難となり、情報のアクセス・コミュニケーションに格差を生じてしまいます。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも、必要な配慮や手段を義務化し、実行することが必要です。

障がい者の場合、「障害者権利条約」で、障害者が自ら選択し、自ら決定することが基本理念として謳われていますが、情報にアクセスし、コミュニケーションに困難を持つ、困難を感じる社会構成員にも、アクセスとコミュニケーションが保障される環境整備が望まれています。

よって、国においては、情報アクセス・コミュニケーションに困難を持つ社会構成員が等しく社会参加できるよう、必要な措置を講じるよう強く要望するため、意見書を提出するものであります。

提出先

衆議院議長 ・ 参議院議長 ・ 内閣総理大臣

総務大臣 ・ 厚生労働大臣